

広島市市営駐車場（西新天地駐車場）に係る指定管理者候補の選定について

広島市市営駐車場（西新天地駐車場）について、次のとおり指定管理者候補を選定した。

1 施設の概要

- (1) 所在地
広島市中区新天地
- (2) 設置目的
道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

2 選定（非公募）の概要

- (1) 指定管理者候補名
アマノマネジメントサービス株式会社（神奈川県横浜市港北区菊名七丁目3番22号）
- (2) 非公募理由
広島市西新天地駐車場では、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの5年間の公募により指定管理者を指定していたが、令和元年7月1日をもって指定の取消しを行うことから、指定取消し後、市民サービスに影響を与えることなく施設管理を継続するためには、速やかに残期間の指定管理者を選定する必要がある。また、引継期間が短期間であるため、現在、他の市営駐車場の指定管理を実施し業務内容に精通している者に管理させることにより円滑かつ効率的な運営が可能となる。
これらの条件に対応可能な者は、アマノマネジメントサービス株式会社のみであるため、当社を非公募により指定管理者とする。

3 広島市道路交通局指定管理者指定審議会（公募要綱等審査部会）委員

役職	職名	氏名
会長	道路交通局長	加藤 浩明
副会長	道路交通局次長	戸田 祐二
委員	環境局長	和田 厚志
委員	用地部長	平松 正和
委員	道路部長	小松 康二
委員	整備担当部長	大村 昭彦
委員	都市交通部長	西原 寛行

4 審査の概要

- (1) 審査の方式
広島市道路交通局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補の選定を行った。
審査は、書類により、各委員が評定を行い、指定管理者候補として選定した。
- (2) 評価基準
評価項目

評 価 項 目
【1 市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。
【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 ② 維持管理に関する計画が適切なものになっているか。 ③ 管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ④ 利用料金の設定等は、利用者サービスを考慮したものになっているか。

【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。
【4 市への納付額】 提案額が下限額以上となっていること。

(注) 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

5 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、アマノマネジメントサービス株式会社を指定管理者候補として選定した。

申 請 者	アマノマネジメントサービス株式会社
評 価 項 目 1	適
評 価 項 目 2	適
評 価 項 目 3	適
評 価 項 目 4	適
◎ 市への納付金の下限額（9ヶ月分） 4,416万3千円 ◎ 市への納付金の提案額（9ヶ月分） 4,416万3千円	

6 指定期間

令和元年7月1日～令和2年3月31日

参 考

指定管理者は公の施設の管理運営主体として社会的責任への積極的な取組が求められることから、選定に当たり、公募施設の評価における加点減点項目を用いて、本市が推進すべき施策に関する取組状況について確認を行った。

<指定管理者候補となったアマノマネジメントサービス株式会社の取組状況>

確 認 項 目		取組状況	備 考
障害者雇用率の達成	① 障害者雇用率の達成状況【法定雇用率（2.2%）】	達成 (2.12%※)	障害者の雇用義務有り
	② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	非該当	
環境問題への配慮	ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション 21 の取得	無	
男女共同参画・子育て支援の推進	① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定義務有り
	② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	無	
	③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定義務有り
	④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	無	
地域貢献度	① 広島市内に、	本店がある場合	—
		本店がなく支店がある場合	該当
		その他事業所等がある場合	—
	② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、	8割以上の場合	該当
		5割以上で8割未満の場合	—
		2割以上で5割未満の場合	—

※ 法定雇用障害者数は達成している。（平成30年6月1日時点）